

原議保存期間	5年（令和9年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第32号
令和3年4月1日
警察庁生活安全局保安課長

国際射撃競技の開催に係る基本的留意事項について（通達）

射撃競技団体においては、大規模な国際射撃競技（世界選手権大会やワールドカップ等の国際的な規模で開催される運動競技会において、国際的な射撃統括団体が定めた競技規則（以下単に「競技規則」という。）を適用して行うこととされている射撃競技をいう。以下同じ。）の招致・開催を行うことがある。

警察としては、危害予防上の措置を十全のものとしつつも、これらの大会の円滑な運営に資する取組が求められるところ、国際射撃競技の開催に係る基本的留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、適切な運用に努められたい。

記

第1 外国人選手の銃砲・拳銃実包に係る許可手続について

国際射撃競技に参加するため入国する外国人選手に係る銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第6条の規定による銃砲の所持許可及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第24条の規定による実包等の輸入許可の取扱いについては、事前に当庁において射撃競技団体と打ち合わせて選手名その他必要な事項を入国予定の出入国港の所在地を管轄する都道府県警察に連絡することとしているため、当該都道府県警察においては、当庁及び射撃競技団体と緊密に連絡の上、あらかじめ許可証を準備するなどの措置を講じておくこと。

この場合において、その許可の手続は、出入国港における通関手続と並行して速やかに行うなど、国際礼儀上の配意をすること。

なお、外国人選手によっては、日本へ入国した後に実包等を購入するため、火薬類取締法第17条の規定による実包等の譲受許可を受けることも想定されるが、このような場合に出入国港の所在地を管轄する都道府県警察において譲受許可の手続を行うことは差し支えない。

第2 国際射撃競技の開催に伴う各種取扱いについて

1 銃砲の保管委託関係

(1) 外国人選手が猟銃等保管業者に猟銃等を保管委託する場合

外国人選手が法第6条の規定による許可を受けて所持する猟銃又は空気銃

(空気拳銃を含む。) を法第10条の8の猟銃等保管業者に保管委託する行為は、当該猟銃等保管業者が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者である場合に限って認められる(別添2(1)参照)。

猟銃等保管業者が外国人選手の猟銃等を保管する場合において、安全対策を徹底するため、以下の指導を行うこと。

ア 猟銃等保管業者が外国人選手の猟銃等を保管する場合には、日本の選手が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃等を保管する場合と同じ設備及び方法(法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第2項に規定する基準に適合する設備及び方法)により保管するよう指導すること。

イ 猟銃等保管業者における外国人選手の本人確認については、上記1(1)アと同様の方法により行うよう指導すること。

(2) 日本の選手等が猟銃等保管業者に空気拳銃を保管委託する場合

日本の選手又は日本の選手である年少射撃資格者の指導を行う者が法第4条第1項第4号又は第5号の2の規定による許可を受けて所持する空気拳銃を猟銃等保管業者に保管委託する場合(法第10条の5第1項の規定により保管委託しなければならない場合を除く。)についての取扱いは上記(1)と同様である。

(3) 外国人選手が国等の指定射撃場の管理者等に拳銃を保管委託する場合

外国人選手が法第6条の規定による許可を受けて所持する拳銃を法第10条の5第1項の政令で定める者(警察署長、独立行政法人日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会又は国若しくは都道府県が設置する拳銃に係る指定射撃場の管理者(以下「国等の指定射撃場の管理者等」という。))に保管委託する行為は、当該国等の指定射撃場の管理者等が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者である場合に限って認められる(別添2(2)参照)。

国等の指定射撃場の管理者等が外国人選手の拳銃を保管する場合において、安全対策を徹底するため、以下の指導を行うこと。

ア 国等の指定射撃場の管理者等が外国人選手の拳銃を保管する場合には、日本の選手が法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて所持する拳銃を保管する場合と同じ方法等(法第10条の5第2項の内閣府令で定める方法等)により保管するよう指導すること。

イ 国等の指定射撃場の管理者等における外国人選手の本人確認については、上記1(1)アと同様の方法により行うよう指導すること。

2 審判等に伴う銃砲等の所持関係

(1) 国際審判員が審判等のために選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合

国際審判員（国際的な射撃競技統括団体が定める一定の資格を有する者で、当該国際射撃競技の審判員として当該団体から指名されたものをいう。以下同じ。）が当該国際射撃競技に参加する選手の銃砲又は拳銃実包を所持する行為は、当該国際射撃競技における審判、検査等に必要な場合に限って認められる（別添2(3)参照）。

この場合の審判、検査等に伴う銃砲等の所持については、競技規則上認められている範囲に限られ、これを逸脱した場合には不法所持となる。

なお、次の主な射撃競技において、現在、国際的に通用している競技規則は、それぞれ次のとおりである。

ア ライフル射撃競技（ピストル射撃競技を含む。）及びクレー射撃競技 国際射撃スポーツ連盟（International Shooting Sport Federation）の定めた競技規則

イ バイアスロン競技 国際バイアスロン連合（International Biathlon Union）の定めた競技規則

ウ 障害を有する選手による射撃競技及びバイアスロン競技 国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee）の定めた競技規則

(2) 審判補助員が審判等の補助のために選手の銃砲を所持する場合

国際審判員の下で当該国際射撃競技における審判、検査等の補助を行う審判補助員については、射撃競技団体が指名することとなるが、法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中から指名された審判補助員が、当該国際射撃競技に参加する選手の拳銃を所持する行為は、当該国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な場合に限って認められる（別添2(4)参照）。

この場合の審判、検査等の補助に伴う拳銃の所持については、国際審判員の場合と同様、競技規則上認められている範囲に限られる。

なお、当該補助に伴う拳銃の所持の一態様として、審判補助員が選手の拳銃及び実包を使用して試射を行う場合があるが、この場合には火薬類取締法第17条及び第25条の許可是要しない。

このほか、審判補助員については、以下の事項に配意すること。

ア 猿銃又は空気銃（空気拳銃を含む。）の審判補助員については、審判等の補助を行おうとする種類の猿銃等に係る射撃指導員の中から射撃競技団体により指名される必要があり、当該種類の猿銃等に限り、競技規則上認められている範囲でその所持が認められる。

なお、猿銃等の種類は、ライフル銃、ライフル銃以外の猿銃又は空気銃（空気拳銃を含む。）の別をいう。

イ 審判補助員による銃砲の検査の補助は、可能な限り指定射撃場内で行うよう、審判補助員及び会場の管理者等に対して指導すること。また、指定射撃場外で銃砲の検査の補助を行わざるを得ない場合には、当該検査のエリアを関係者以外立入禁止とするなどの措置を講ずるよう、会場の管理者等に対して指導すること。

ウ 審判補助員による審判、検査等の補助に伴う銃砲の所持は、国際親善の見地から、国際射撃競技の開催に当たって必要な限度で認められるものであることから、国際射撃競技以外の場合（例えば、国民体育大会における射撃競技の場合等）については認められない。

3 国際的な規模で開催される障害者スポーツ競技会（以下「パラリンピック等」という。）に参加する外国人選手の補助者関係

(1) パラリンピック等の外国人選手の許可に係る取扱い

自ら銃砲の保管管理を行えないなど、法に規定する各種義務の履行が単独では期待できないパラリンピック等の外国人選手であっても、特定の補助者と一体としてみれば、その履行が期待できる場合には、必ずしも取消処分を行う必要はない（別添2(5)参照）。

この場合に、当該特定の補助者に事実上の管理責任を問うことを可能とするため、当該外国人選手の第6条の規定による許可の申請に際して、補助者の人定事項（国籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日）についても届け出るよう、当庁から射撃競技団体に対して要請することとしていることから、当該許可を行う都道府県警察においては、銃砲所持許可証の備考欄に補助者の氏名及び生年月日を記載して交付するとともに、当該届出の内容についても台帳に登載するなど適切に対応すること。

(2) 特定の補助者が補助のために銃砲等を所持する場合

特定の補助者が、パラリンピック等の外国人選手の銃砲又は実包を所持する行為は、当該外国人選手がパラリンピック等における国際射撃競技に参加するに当たって必要な場合に限って認められる。

この場合に、特定の補助者による補助のための銃砲等の所持は、国際射撃競技の会場内での競技、検査、運搬等の機会のみならず、会場外での運搬等についても必要な範囲で認められる（別添2(6)参照）。

国際射撃競技を開催する場合における銃刀法上の問題について

1 総論（2(5)以外関係）

(1) 銃砲所持者の保管義務違反の成否の判断基準について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第10条の4第1項は、銃砲の盗難等による危害の発生を未然に防止するため、法第4条又は第6条の規定による許可を受けた者について、当該許可に係る銃砲を自ら保管する義務を課しているが、「その他正当な理由がある場合」、すなわち警察官に仮領置されている場合、運送事業者等に運送を委託する場合等、自ら保管しないことについて社会通念上正当な理由があると認められる場合には、当該保管義務は免除されている。

社会通念上正当な理由があると認められるためには、その目的が正当であることに加え、その態様が目的達成のためにやむを得ないものであり、かつ、法第1条の趣旨規定を踏まえると、銃砲の盗難等について十分な安全措置が講ぜられるなど、危害予防上の問題が生じないことを条件とする必要がある。

(2) 不法所持罪の成否の判断基準について

法第3条第1項は、何人も銃砲刀剣類を所持すること、すなわち、社会通念上支配の意思を持って、事実上自己の支配し得べき状態に置くことを禁止しているが、同項各号の除外事由に該当しない場合であっても、刑法（明治40年法律第45号）第35条の規定により、法令による行為、正当な業務による行為又は社会的相当行為と認められる場合には、不法所持罪の成立は阻却されると解されている。

この該当性については、個別的・具体的な事情に応じた実質的な判断が求められるが、所持の目的が正当であることに加え、その態様が目的達成のためにやむを得ないものであり、かつ、法第1条の趣旨規定を踏まえると、銃砲の盗難等について十分な安全措置が講ぜられるなど、危害予防上の問題が生じないことを条件とする必要がある。

なお、法第3条の3第1項が定める拳銃実包の所持禁止に係る不法所持罪の成否の判断基準についても同様である。

2 各論

(1) 外国人選手が猟銃等保管業者に猟銃等を保管委託する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項第9号に規定する法第10条の8第1項においては、猟銃等保管業者に保管委託できる主体として、法第6条の規定による許可を受けた者が定められていないため問題となる。

イ 結論

法第6条の規定による許可に係る猟銃等を猟銃等保管業者（国際射撃競技が開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者に限る。）に保管委託することは、外国人選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、猟銃等保管業者の保管のための所持は刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 委託者の保管義務違反の成否

法第6条の規定による許可に係る猟銃等を猟銃等保管業者に保管委託する目的は、国際射撃スポーツ連盟の定めた競技規則上、射撃場又はその付近に設置が義務付けられた銃砲の保管庫に円滑に自らの猟銃等を保管するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、射撃場等の保管庫に猟銃等を保管するに当たって、選手一人一人が自ら施錠して保管するのでは円滑さが阻害されるおそれが多く、専門の保管業者へ保管委託するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、保管委託先である猟銃等保管業者は、法において主体並びに保管の設備及び方法に関する厳格な基準（法第10条の8第1項及び第2項において準用する法第9条の7第2項）が定められていることから、十分な安全措置が講ぜられているといえる。

(イ) 猟銃等保管業者の不法所持罪の成否

獣銃等保管業者の保管のための所持については、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(2) 外国人選手が国等の指定射撃場の管理者等に拳銃を保管委託する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項第5号に規定する法第10条の5第1項においては、拳銃を保管委託しなければならない主体として、法第6条の規定による拳銃の所持の許可を受けた者が定められていないため問題となる。

イ 結論

法第6条の規定による許可に係る拳銃を国等の指定射撃場の管理者等(国際射撃競技が開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者に限る。以下「拳銃保管者」という。)に保管委託することは、外国人選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、拳銃保管者の保管のための所持は刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 委託者の保管義務違反の成否

法第6条の規定による許可に係る拳銃を拳銃保管者に保管委託する目的は、国際射撃スポーツ連盟の定めた競技規則上、射撃場又はその付近に設置が義務付けられた銃砲の保管庫に円滑に自らの拳銃を保管するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、射撃場等の保管庫に拳銃を保管するに当たって、選手一人一人が自ら施錠して保管するのでは円滑さが阻害されるおそれが多く、専門の拳銃保管者へ保管委託するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、保管委託先である拳銃保管者は、法において主体及び保管の方法等に関する極めて厳格な基準(法第10条の5)が定められていることから、十分な安全措置が講ぜられているといえる。

(イ) 拳銃保管者の不法所持罪の成否

拳銃保管者の保管のための所持については、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(3) 国際審判員が審判等のために選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項又は第3条の3第1項においては、所持禁止の除外事由として、国際審判員（国際的な射撃競技統括団体が定める一定の資格を有する者で、当該国際射撃競技の審判員として当該団体から指名されたものをいう。以下同じ。）が審判等のために当該国際射撃競技に参加する選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合が定められていないため問題となる。

イ 結論

国際審判員が、当該国際射撃競技における審判、検査等に必要な限度で、選手の銃砲を所持することは、選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で国際審判員が選手の銃砲又は拳銃実包を所持することは刑法第35条の正当業務行為として不法所持となるないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 選手の保管義務違反の成否

国際射撃競技に参加する選手が法第4条又は第6条の規定による許可を受けて所持する銃砲を国際審判員に交付する目的は、国際射撃スポーツ連盟等の定めた競技規則上国際審判員の役割とされている、国際射撃競技における審判、検査等のためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、国際射撃競技における審判、検査等に当たって、国際審判員が選手の銃砲を手に取ることも競技規則上予定されており、こうした審判、検査等に必要な限度で国際審判員に対して銃砲を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である国際審判員は、国際射撃スポーツ連盟等のライセンスを有する者であり、銃砲の操作や射撃に関する知識、技能等

は射撃指導員と同等以上と認められる（日本の法令の知識については必ずしも同等以上とは言えないが、国際親善の見地から国際射撃競技に参加する外国人選手には、こうした知識を求めていないことと同様に取り扱うことも可能と考えられる。）ことから、危害予防上の問題も生じないといえる。

(イ) 国際審判員の不法所持罪の成否

国際審判員が、国際射撃競技における審判、検査等に必要な限度で、選手の銃砲又は拳銃実包を所持することについては、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(4) 拳銃の審判補助員が審判等の補助のために選手の拳銃を所持する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項第4号に規定する法第9条の3第1項においては、射撃指導員制度の対象として拳銃が定められていないなどのため問題となる。

イ 結論

射撃競技団体において、法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中から指名された当該国際射撃競技の審判補助員が、当該国際射撃競技の審判、検査等の補助に必要な限度で、選手の拳銃を所持することは、選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で審判補助員が選手の拳銃を所持することは刑法第35条の正当業務行為として不法所持とならないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 選手の保管義務違反の成否

国際射撃競技に参加する選手が法第4条又は第6条の規定による許可を受けて所持する拳銃を審判補助員に交付する目的は、国際射撃スポーツ連盟の定めた競技規則上、射場役員、用具検査係員等の審判補助員の役割とされている、国際射撃競技における審判、検査等の補助のためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられ

る。

また、国際射撃競技における審判、検査等の補助に当たって、審判補助員が選手の拳銃を手に取ることも競技規則上予定されており、こうした審判、検査等の補助に必要な限度で審判補助員に対して拳銃を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である審判補助員は、射撃競技団体において指名されることとなるが、当該指名が極めて厳格な法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中からなされるならば、その操作や射撃に関する一定の知識、技能等は認められることから、危害予防上の問題は生じないといえる。

(イ) 審判補助員の不法所持罪の成否

法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて拳銃を所持する者の中から選ばれた審判補助員が、国際射撃競技における審判、検査等の補助に必要な限度で、選手の拳銃を所持することについては、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。

(5) パラリンピック等の外国人選手の許可に係る取扱い

ア 問題の所在

法第11条第1項等においては、法第6条の規定による許可を受けた者についても法第4条の規定による許可を受けた者と同様の取消事由が定められているため問題となる。

イ 結論

法に規定する各種義務の履行が単独では期待できないパラリンピック等の外国人選手であっても、特定の補助者と一体としてみれば、その履行が期待できる場合には、必ずしも取消処分を行う必要はないものと解する。

ウ 理由

パラリンピック等における国際射撃競技に参加する外国人選手の中には、単独では自ら銃砲の保管管理等を行えない程度に高度の障害を有する者も存在する。法第6条の規定による許可については、許可の欠格事

由はないものの、法第11条第1項、第2項及び第4項において取消事由は定められているため、自ら保管管理等を行えないような外国人選手については、これに該当するとも考えられる。

しかし、法第6条の対象となる国際射撃競技にはパラリンピック等の競技も含まれ、これに参加する外国人選手が国際パラリンピック委員会の定めた競技規則上の参加資格を満たす以上、国際親善の見地からは、こうした選手についても許可を取り消すことなくその継続を認める必要がある。

また、法第6条の規定による許可は国際親善の見地から特例として認められた一時的な措置であることや、その取消処分は裁量的なものであることを踏まえると、選手が補助者を介することにより法に規定する各種義務の履行が可能と認められる場合には、十分な安全性は確保されることとなり、さらに、この補助者を選手と対応させて特定し、その人定事項について、届出により把握するとともに選手に交付する銃砲所持許可証に追記すれば、事実上の管理責任を問うことも可能となることから、このような場合には、必ずしも取消処分を行う必要なないものと考えられる。

(6) パラリンピック等の外国人選手の補助者が補助のために銃砲等を所持する場合

ア 問題の所在

法第3条第1項又は第3条の3第1項においては、所持禁止の除外事由として、パラリンピック等の外国人選手の補助者が補助のために当該外国人選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合が定められていないため問題となる。

イ 結論

特定の補助者が、外国人選手がパラリンピック等における国際射撃競技に参加するに当たって必要な限度で、その銃砲を所持することは、外国人選手に課された法第10条の4第1項の保管義務に反せず、また、その限度で特定の補助者が外国人選手の銃砲又は拳銃実包を所持することは刑法第35条の正当業務行為又は社会的相当行為として不法所持となら

ないため、可能と解する。

ウ 理由

(ア) 外国人選手の保管義務違反の成否

パラリンピック等における国際射撃競技に参加する外国人選手で単独では自ら銃砲の保管管理等を行えない程度に高度の障害を有する者が当該銃砲を補助者に交付する目的は、国際パラリンピック委員会の定めた競技規則上の参加資格を満たす当該外国人選手が国際射撃競技に参加するためであり、国際親善の見地から我が国でも国際射撃競技の開催が法において認められていることを踏まえると、目的は正当と考えられる。

また、国際射撃競技への参加に当たって、補助者が外国人選手の銃砲に拳銃実包を装填することは競技規則上認められており、また、補助者が当該参加に伴い保管・運搬を行うことも、当該外国人選手が競技規則上の参加資格を有する以上当然予定されており、こうした補助に必要な限度で補助者に対して銃砲を交付するという態様は上記目的達成のためにやむを得ないものと認められる。

さらに、交付先である補助者は、競技規則上予定されている競技に必要不可欠な者であるため、銃砲の取扱いについても国際射撃競技に参加する外国人選手と同程度に精通しているものと考えられ、また、この補助者を選手と対応させて特定し、その人定事項について、届出により把握するとともに選手に交付する銃砲所持許可証に追記すれば、事実上の管理責任を問うことも可能となることから、このような場合には、国際親善の見地から特例として認められた法第6条の許可制度と同等の安全水準が確保されているといえる。

(イ) 補助者の不法所持罪の成否

届出により特定された補助者が、外国人選手がパラリンピック等における国際射撃競技に参加するに当たって必要な限度で、その銃砲又は拳銃実包を所持することについては、その目的・態様共に上記(ア)と同様の理由が妥当するといえる。